

令和7年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	パブリックコメントを実施しない理由	審議会名称	実施予定時期	担当課
1	静岡市行政手続条例の改正	市の機関等が行う手続についての基本的な事項を定める行政手続条例について、同条例が定める意見公募手続のあり方を見直すとともに、行政手続法の改正を踏まえた必要な改正を行う	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	－	－	令和7年10月頃	総務局 コンプライアンス推進課
2	第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間評価	静岡市の市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めているが、計画期間の中間である令和8年度末に内容等を進捗状況等を基に評価し、反映する。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市市民活動促進協議会	令和7年6月・9月・11月・1月	市民局 市民自治推進課
3	静岡市男女共同参画行動計画の改定	静岡市の男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定める男女共同参画行動計画について、令和5年に策定してから令和7年度で3年が経過することから、内容を見直したうえで必要な改定を行う。（改定は令和8年度末の予定）	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会等	その他 （令和8年度に実施予定）	静岡市男女共同参画審議会	令和7年7月頃、11月頃、令和8年3月頃	市民局 男女共同参画・人権政策課
4	静岡市立芹沢銈介美術館の運営管理	「博物館法」「静岡市博物館条例」に基づき、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し意見を述べるため、静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	－	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市立芹沢銈介美術館協議会	令和7年9月、令和8年2月	観光交流文化局 文化政策課
5	文化振興計画進捗管理	文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会を置く。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	－	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市文化振興審議会	令和7年6月,9月,令和8年1月	観光交流文化局 文化政策課
6	ごみ処理の在り方について	家庭ごみの有料化制度、ごみ出し制度全般について	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	－	市民ワークショップ	その他 （令和8年度に実施予定）	－	令和7年7月以降	環境局 ごみ減量推進課
7					審議会等		静岡市清掃対策審議会	令和7年10月頃	
8	在宅医療・介護連携推進事業	静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画に搭載されている静岡型地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療・介護連携施策に関する事項の調査審議を行う。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	－	審議会等	その他	静岡市在宅医療・介護連携協議会	令和7年4月頃、令和8年3月頃	保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課
9	静岡市地域包括支援センター運営等についての調査審議	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステムならびに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	－	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市地域包括支援センター運営協議会	令和7年5月、10月および令和8年3月	保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課
10	認知症施策の推進に関する事項についての調査審議	静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画に搭載されている認知症疾患医療センター運営事業を始めとする認知症施策の推進に関する事項についての調査審議、認知症施策の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図る。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	－	審議会等	高度に技術的な専門性を有するもの	静岡市認知症対策推進協議会	令和7年6月頃および令和8年2月頃	保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課

令和7年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	パブリックコメントを実施しない理由	審議会名称	実施予定時期	担当課
11	認知症初期集中支援事業	静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画に搭載されている認知症初期集中支援チームの効果的な配置等について調査審議すること。認知症施策に関係する機関及び団体との連絡調整を図ること。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	高度に技術的な専門性を有するもの	静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会	令和7年6月頃および令和8年2月頃	保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課
12	第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗管理	令和5年3月に策定した静岡市再犯防止推進計画（令和5～10年度）の進捗管理及び次期計画見直しに係る審議を行う。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市再犯防止推進協議会	令和7年6月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
13	各種福祉計画等の進捗管理	各分科会等で所管している計画（健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、健康爛漫計画、子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て・若者プラン、地域福祉基本計画、成年後見制度利用促進計画）の進捗管理及び計画見直しに係る審議等	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市健康福祉審議会	令和7年5月下旬、令和8年3月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
14	第4次「静岡市地域福祉基本計画」の進捗管理	「地域福祉基本計画」及び「成年後見制度利用促進計画」に基づく事業の進捗管理、事業評価のほか地域福祉に関する施策の報告等	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会	令和7年6月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
15	第4次静岡市食育推進計画の進行管理	静岡市の食育に関する基本的な事項を定める計画（食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画）	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市食育推進会議	令和7年7月頃、令和8年2月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課
16	静岡市のがん検診の精度管理	健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第6号に規定するがん検診の精度管理に係る施策について調査審議する	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市がん検診精度管理協議会	令和7年8月頃、令和8年2月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課
17	特定健康診査等実施計画の進捗管理	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画の実施の推進について調査審議する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会	令和7年11月頃、令和8年2月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課
18	第3次静岡市健康爛漫計画の進捗管理	健康づくりの推進に関する計画（健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画）	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市健康福祉審議会 健康づくり専門分科会	令和7年8月頃、令和8年2月頃	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課
19	静岡市歯と口腔の健康づくり推進計画の進捗管理	歯科口腔保健の推進に関する法律及び静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例に基づき、静岡市の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進する	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議	令和7年6月、令和8年1月	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課
20	静岡市第11期高齢者保健福祉計画の策定	第11期高齢者保健福祉計画（令和9～11年度）策定の基礎資料とするための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を令和7年度に実施することから、その調査項目等を協議する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	その他（令和8年度に実施予定）	静岡市健康福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会	令和7年7月、10月（予定）	保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課

令和7年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	パブリックコメントを実施しない理由	審議会名称	実施予定時期	担当課
21	静岡市第10期介護保険事業計画の策定	第10期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、令和7年度に実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の調査項目を協議する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	その他 （R8年度にパブリックコメントを実施するため）	静岡市健康福祉審議会 介護保険専門分科会	令和7年10月頃（予定）	保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課
22	静岡市第9期介護保険事業計画の進捗管理	静岡市の介護保険サービス量、要介護（要支援）者数等の計画の進捗状況を報告する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市健康福祉審議会 介護保険専門分科会	令和7年10月頃（予定）	保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課
23	地方独立行政法人静岡市立静岡病院第3期中期計画及び令和6年度計画の進捗管理	地方独立行政法人静岡市立静岡病院の令和6年度業務実績の評価に関する意見聴取を行う	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会	令和7年7月頃、令和7年8月頃	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健衛生医療課
24	第1期静岡市がん対策推進計画の進捗管理	静岡市のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画について、進捗管理を行う。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市がん対策推進協議会	令和7年8月頃、令和8年2月頃	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健衛生医療課
25	第2期静岡市がん対策推進計画の策定	静岡市のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画について、令和8年度の計画策定に向けて協議を行う。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	審議会等	その他 （令和8年度に実施予定）	静岡市がん対策推進協議会	令和8年2月頃	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健衛生医療課
26	静岡市立清水病院経営計画の策定	静岡市立清水病院の経営方針を定める静岡市立清水病院経営計画について、現計画と現状に大きな乖離が生じたことから、改めて計画を策定する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	パブリックコメント	—	—	令和7年7月ころ	保健福祉長寿局 清水病院事務局 病院経営企画課
27	静岡市立こども園の配置適正化方針の改訂	本市社会共有資産活用基本方針を踏まえ、静岡市立こども園の配置適正化方針に基づき、統廃合などの市立こども園の配置適正化を進め、教育・保育サービスの向上や運営費及び建替費の削減等経済的な効果を図る	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	パブリックコメント	—	—	令和7年10月	こども未来局 こども未来課
28	静岡市中央卸売市場業務条例の改正	市場使用料の見直し	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第1号 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。	パブリックコメント	—	—	令和7年10～11月頃	経済局 商工部 中央卸売市場
29	東静岡地区まちづくり基本構想の策定	東静岡地区のまちの将来像やまちづくりの方針などを示す基本構想を策定する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	パブリックコメント	—		令和7年6月頃	都市局 都市計画部 都市計画課
30					審議会等		静岡市東静岡地区まちづくり協議会	令和7年5月頃	

令和7年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	パブリックコメントを実施しない理由	審議会名称	実施予定時期	担当課
31	(仮称) 静岡都心地区まちなか再生指針の策定	静岡都心地区のまちの将来像やまちづくりの方針、空間デザインの戦略などを示す指針を策定する。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため		パブリックコメント	—	—	令和7年7月頃	都市局 都市計画部 都市計画課
32	静岡市地域公共交通計画の改定	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な公共交通の構築を目指して、上記計画を策定しており、計画期間が満了するため、計画の改定を行う。	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	パブリックコメント	—		令和7年4月頃	都市局 都市計画部 交通政策課
33	静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の改正	駐車場法に基づき、一定以上の建築物への駐車施設を義務付けている条例について、同法施工令の改正に伴い条例の改正を行う。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第1号 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。	パブリックコメント			令和7年12月頃	都市局 都市計画部 交通政策課
34	静岡市風致条例の一部改正	市長への通知を要する風致地区内行為の見直し	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第1号 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。	パブリックコメント	—	—	令和7年6月頃	都市局 都市計画部 緑地政策課
35					審議会等		静岡市みどり審議会	令和7年8月頃	
36	第4次静岡市耐震改修促進計画の策定	静岡市の建築物の耐震化を促進するための「静岡市耐震改修促進計画」について、令和3年に策定した「第3次静岡市耐震改修促進計画」が令和7年度までを計画期間としているため、内容を見直したうえで新たに「第4次静岡市耐震改修促進計画」策定する	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	—		令和7年12月～令和8年1月頃	都市局 建築部 建築安全推進課
37	静岡市市営住宅等の配置適正化方針の改定	静岡市の市営住宅等の適正な規模の維持とその過程で生まれる資源を有効に活用するための 基本的な事項を定める「静岡市市営住宅等の配置適正化方針（平成28年9月）」について、 令和6年7月、本方針の上位方針である静岡市社会共有資産利活用基本方針が改定されたこと、及び令和6年8月、静岡市将来人口の独自推計が公表されたことを踏まえ、最新の人口 推計から市営住宅等の将来需要予測を算出し、内容を見直したうえで必要な改定を行う。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	—		令和7年12月頃	都市局 建築部 住宅政策課
38	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第三条に基づく基本方針の制定	農山村地域や都市近郊において、自然環境に恵まれたゆとりと潤いのある田園住宅の建設を促進するために、基本方針を定めるもの。	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第2号 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。	パブリックコメント	—		令和8年3月頃	都市局 建築部 住宅政策課
39	上下水道事業経営戦略の改定	静岡市の上下水道施設の設置等に係る基本的な計画について、令和6年1月に発生した能登半島地震の状況を踏まえ、主に地震対策を中心に計画を見直すことで、一層の安心安全な上下水道事業の実現を目指すもの	条例第10条第1項に基づく市民参画手続（市民意見聴取）の対象施策であるため	第3号 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。	パブリックコメント	—	—	令和7年11～12月頃	上下水道局 経営管理部 上下水道経営企画課
40					審議会等		上下水道事業経営協議会	令和7年8月、10月、12月	

令和7年度市民参画手続 実施予定一覧

No	施策名	施策概要	静岡市市民参画の推進に関する条例 該当条文		市民参画手続の手法	パブリックコメントを実施しない理由	審議会名称	実施予定時期	担当課
41	しずおか水ビジョンに掲げた各種施策の進捗管理	本市の上下水道事業が目指す長期的な姿を示した基本構想	条例第7条に基づく市民参画手続の対象施策であるため	—	審議会等	施策の運営管理を目的とするもの（施策の実施・評価段階における進捗管理に関するもの）	静岡市上下水道事業経営協議会	令和7年5月、7月、8月、10月、12月	上下水道局 経営管理部 上下水道経営企画課